

令和7年度沖縄県文化芸術奨励金公募要領

I. 制度の概要

1. 制度の趣旨

沖縄は、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化芸術を受け入れ、沖縄の精神的、文化的風土と融合させることで、亜熱帯の海に囲まれた美しい島々に、独特的な文化芸術を育んできました。文化芸術は、県民の生活に深く根ざし、繰り返された世変わりにおいても、新たな時代を切り開く心のよりどころとなりました。

本制度は、沖縄の優れた文化を保存・継承・発展させるため、次世代を担う若い芸術家等が実施する文化芸術活動に対して助成を行います。

2. 内容

沖縄の文化芸術の発展に寄与する芸術家等を志す、将来が有望な若い担い手に対して奨励金を交付します。奨励金は申請者の中から選考のうえ、60万円を上限として交付します。

活動の対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月2日までです。

3. 対象者

奨励金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体

- (1) 住所地及び活動拠点が沖縄県内であること（沖縄県市町村の住民基本台帳に登録され、現に居住している方）
- (2) 沖縄の文化芸術の保存、継承、発展に資する活動（企画、制作、発表等）（以下、「文化活動」という。）を行っている方
- (3) 申請年度の4月1日時点で39歳以下であること
- (4) 専門としている分野で一定の活動歴や受賞歴があり、期間終了後も継続して活動を行う見込みのある方
 - ・申請は1個人又は1団体につき1件です。
 - ・学生は対象外です。
 - ・団体の場合は構成員全員が39歳以下であることが条件です。

II. 応募手続き等の概要

1. 応募書類

- (1) 沖縄県文化芸術奨励金申込書及び誓約書
- (2) 上記申込書の「10・申請理由・動機」にかかるに自己をアピールする資料を添付すること（様式は任意ですが、A4用紙5枚以内で画像などを貼り付け、説明文を入れて活動状況が分かるようにして下さい。）
- (3) 住民票
- (4) 受賞歴や文化芸術活動の実態が分かる資料（賞状の写し、パンフレット、チラシ、写真等）

※提出書類の不備については必ずチェックを行ってください。上記5項目の提出書類の未提出、様式記載内容の未記入がある場合は失格とし、審査対象から除外します。

2. 申請の方法

上記資料を電子申請にて提出して下さい。

電子申請URL :

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6302

提出期限 令和7年12月26日

III. 対象者の決定について

応募のあった提案については、文化振興課において形式審査（提出書類の不足、様式記載内容の未記入項目の有無）を行い、沖縄県文化観光スポーツ部に設置する審査委員会において書類審査を行います。

IV. 対象経費

(1) 対象経費の要件

対象経費は、次のアからオまでの要件を全て満たす経費となります。

ア 経費の用途が文化活動の遂行に必要なものであると明確に特定できること。

※ 明確に特定できないもの（文化活動ではない事業も実施している事務所の家賃を按分するなど）や、文化活動の遂行と関係ない事業に関する経費と判断される場合は、対象経費として認められません。

イ 対象期間中に支払いを完了した経費であること。

※ 納品や請求が対象期間中でも、支払いが対象期間をすぎる場合、原則として対象経費になりません。

ウ 証憑書類によって実際の支払日、支払金額及び支払根拠が確認できる経費であること。

証憑書類とは、次の書類を指し、支払日及び支払金額が確認できる書類としています。

　a 銀行振込証明書又は領収書

　b 請求書

　c 納品書又は業務完了報告書等受注した業務を完遂したことが分かる書類

　d その他支払日及び支払額の根拠を説明するための必要書類等（支払の根拠となる社内規定や、入札を実施したことを証明するための入札書等）

オ 次の「(2) 対象経費一覧」に記載がある経費

(2) 対象経費一覧

対象となる経費は、上記(1)の対象となる経費の要件を全て満たし、次の一覧に記載があるものとなります。

対象経費一覧

経費区分	内 容
活動費	<p>参加費：活動を行うために必要な研修、コンクール等への参加費、シンポジウム、講演会等の受講料等</p> <p>旅費：活動を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費</p> <p>会議費：活動を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）</p> <p>謝金：活動を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）</p> <p>借料及び損料：活動を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費</p> <p>消耗品費：活動を行うために必要な物品であって一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないもの（ただし、当該活動のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費</p> <p>印刷製本費：活動で使用する印刷（文書、図面、墨紙類、諸帳簿、パンフレット、ポスター等の印刷料及び青写真焼付料等）成果報告書等の印刷製本に関する経費（書類、雑誌の製本代等）</p> <p>運搬費：活動を行うために必要な荷造費等を一括して支払う場合の費用</p> <p>原材料費：活動を行うために必要な原材料（費木工場における原木等、染色工場における綿糸布等）</p> <p>広告料：活動上必要な新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の広告の料金</p> <p>手数料：活動を行うために必要な著作権使用料、デザイン料、翻訳通訳等私人に委託した場合の諸手数料等</p> <p>委託・外注費：文化活動者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含</p>

まれるものと除く。)

(3) 対象とならない経費

次のアからカまでに該当する経費は、対象経費に該当しません。

ア 代表者及び役員に係る人件費（役員報酬等含む。）

イ 活動費における消費税及び地方消費税。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される応募者は、対象経費に含めてよいこととします。

なお、共同企業体等で消費税を納める義務がある団体等と免除されている団体等の両方が含まれる場合は、活動費における消費税及び地方消費税を対象経費に含めないこととします。

ウ 応募者が行う文化活動以外の経費

エ 文化活動以外の経費と明確な区分が困難な経費

オ 商品券及び切手等の金券類の購入に要する経費で、購入した金券類が、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 文化活動で使用したことが証明できないもの

(イ) 対象期間中に使用したことが証明できないもの

カ その他対象経費として適切と認められない経費（本制度の趣旨・目的に沿わない経費、法令に違反するおそれのある経費及び公的資金の使い方として社会通念上不適切な経費等）

V. その他の留意事項

- (1) 同一人が同時に複数の申請を行い、又は別に申請を行う団体の一員になることはできません。
- (2) 申請者が同一の取組内容で国、県、市町村、その他の公的団体から等を受けている場合、決定が取り消されることがあります。
- (3) 決定した場合は、氏名（又は団体名）、取組内容などを一般（沖縄県のホームページや新聞などの広告媒体等）に公開します。
- (4) 決定した方には、期間終了後に提出する実績報告書以外にも活動状況がわかる資料の提出や、沖縄県が行う文化芸術振興に係る取組への協力を依頼することがあります。その際には、取組内容に関わる情報や成果をとりまとめた映像・写真や広報用資料等の提供をお願いします。
- (5) 提供頂いた資料等については、本制度の紹介用のほか、沖縄県の広報宣伝媒体、各種会議等において使用することもありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 奨励金の返還について
 - ・虚偽の申請内容が確認された場合、奨励金の返還を求めます。
 - ・奨励金交付後、取組内容に虚偽が判明した場合、奨励金の返還を求めます。
 - ・所定の期間内に実績報告書の提出がない場合は、奨励金の返還を求めることができます。

- ・実績報告書において、当初の活動内容と著しく異なる場合は、奨励金の返還を求めることがあります。